

自動車税 身体障害者等に対する減免について(令和6年度版)

群馬県では身体障害者・知的障害者・精神障害者又は戦傷病者(以下「身体障害者等」という。)で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税(環境性能割・種別割)が減免となります。

なお、市町村税となった軽自動車税(環境性能割)の減免は当分の間、県で受け付けますが、軽自動車税(種別割)の減免制度については、各市町村役場へお問い合わせください。

※以下、「自動車税(環境性能割)」には、「軽自動車税(環境性能割)」を含むものとします。

1 減免の対象となる範囲

(1) 自動車の使用目的

身体障害者等の通学・通院・通所・生業もしくは日常生活のため。

(身体障害者等本人が、実際に運転又は同乗して移動する場合のみ減免の対象となります。)

(2) 自動車の所有者・運転者・対象となる障害の程度

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	対象となる障害の程度
身体障害者	本人又は生計を一にする方	本人	「別表1」の等級に該当
	生計を一にする方	生計を一にする方	「別表2」の等級に該当
	本人	常時介護する方	
知的障害者	本人又は生計を一にする方	本人	重度の知的障害者で療育手帳に「A」判定の表示がある場合
	生計を一にする方	生計を一にする方	
	本人	常時介護する方	
精神障害者	本人又は生計を一にする方	本人	精神障害者保健福祉手帳に「1級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されている場合
	生計を一にする方	生計を一にする方	
	本人	常時介護する方	
戦傷病者	本人又は生計を一にする方	本人	各障害の等級について、詳細はお問い合わせください。
	生計を一にする方	生計を一にする方	
	本人	常時介護する方	

(注)①「自動車の所有者」とは、自動車の登録上の所有者をいい、具体的には車検証(自動車検査証)に所有者(所有権留保の場合は使用者)として記載(ICタグ内に記録)されている方です。

②「生計を一にする方」とは、原則として「住民票登録上の世帯が同一」の方です。

③身体障害者等が施設に入所している場合で、運転者の方と住民票登録上の世帯が別の場合は、自動車税事務所にお問い合わせください。※介護老人保健施設入所者は減免対象外です。

④「常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を日常的に介護する方です。

⑤身体障害者の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、総合等級を各障害にあてはめて判定を行います。

⑥身体障害者等が病院に入院中の場合は、対象となりません。

2 減免申請の手続き

(1) 既に所有している自動車を減免する場合

課税の期日である4月1日(午前零時)現在において群馬運輸支局に登録されている自動車をお持ちの方には、5月1日に納税通知書が発送されますので、**納期限(申請期限)**である5月31日までに、群馬県自動車税事務所又は各行政県税事務所で減免手続きをしてください。

なお、身体障害者等の手帳は、3月31日までに交付を受けている必要があります。

※窓口への来所が困難な場合は郵送申請も可能ですので、自動車税事務所又は最寄りの行政県税事務所まで電話でご相談ください。

(2) 新たに自動車を取得した場合等

新規登録や年度の途中で行う自動車税(環境性能割)のかかる所有権移転(名義変更)の登録(所有権留保の場合の使用者変更の登録を含む。)をされた方は、その登録の日に自動車税事務所で減免申請をしてください。

※自動車税(種別割)については、年度途中で減免対象となる手帳交付を受けた場合等には、(1)又は(2)の期日に関わらず随時に減免申請ができますが、この場合、申請月の翌月以後の月数に応じて減免となります。

3 減免に必要な書類

(1) 必ず必要なもの

○手帳 (必要となる手帳の区分は次のとおりです。)

身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	療育手帳
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 及び 自立支援医療受給者証 (精神通院)
戦傷病者	戦傷病者手帳

○自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書、軽自動車税 (環境性能割) 減免申請書

○運転される方の運転免許証又はそのコピー (表裏両面)

※手帳や免許証、車検証に記載された住所は、申請日現在の住所である必要があります。変更手続きの遅れ等により申請日現在の住所と異なるものがある場合は、先に変更手続きを済ませてください。

(2) 一定の場合のみ必要なもの

○生計同一証明書 (減免申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)

生計を一にする方が運転又は自動車を所有する場合で、身体障害者等と住民票登録上の世帯が分離している場合

○車検証 (自動車検査証) 又は自動車検査証記録事項

新たに自動車を取得する場合

※上記以外の場合においても、最新の登録状況を確認するため車検証や自動車検査証記録事項の提示をお願いする場合があります。

○住民票謄本 (減免申請日前3ヶ月以内に発行されたもの、続柄がわかるもの、マイナンバーの記載は不要)
以下のいずれかに該当する場合のみ、必要です。

- ・運転又は自動車を所有する方が、身体障害者等と同一世帯であるが、親族でない場合
- ・新たに自動車を取得する場合

○常時介護証明書 : 日常的に介護する方が運転する場合

○減免申請車両状況申出書 : 施設に入所されている身体障害者等のために、入所前に同居していたご家族の方が運転する場合 (身体障害者等が入所している施設が発行)

【生計同一証明書又は常時介護証明書発行に係る留意点】

- ・証明書の発行を申請する際、生計を一にしていること又は日常的に介護を行っていることを証明する書類の提示等が必要になります。
- ・事前に証明書発行機関にお問い合わせいただき、必要書類をご確認のうえ、手続きを行ってください。

(注) 生計同一証明書又は常時介護証明書の発行機関は、次表のとおりです。

発行機関は身体障害者等の住所地を管轄する機関です。

区分	分		発行機関	名称
身体障害者 ・ 知的障害者	18歳以上		市福祉事務所又は 町村福祉担当課	自動車税等に係る 生計同一証明書・ 常時介護証明書 (証明(願)書)
	18歳未満	市に在住 町村に在住	市福祉事務所 県保健福祉事務所	
精神障害者	前橋市に在住		市保健所	自動車税等に係る 生計同一証明書・ 常時介護証明書 (証明(願)書)
	高崎市に在住		市障害福祉課	
	上記以外に在住		県保健福祉事務所	
戦傷病者		県庁地域福祉課		

(3) 新たに自動車を取得する場合で、既に減免を受けている自動車 (以下「既減免車」という。) がある場合

○既減免車を手放したことを証する書面

(例) 登録識別情報等通知書 (抹消登録) や移転登録後の車検証・登録事項等証明書など

4 減免額

次の額を上限として減免します。

○ 自動車税（種別割）

45,000円※（年税額）令和元年9月30日以前に初回新規登録された自家用乗用車等

43,500円（年税額）上記以外の自動車

※グリーン化税制により重課となっている場合は、51,700円（自家用乗用車の場合）

○ 自動車税（環境性能割）：300万円（課税標準額）

(注) 上記の上限額は、令和6年4月1日現在、群馬県県税条例に定められている額です。

5 減免承認後について

減免が承認された年度以降は、毎年12月中旬に封書により減免を受けている自動車の使用状況等について照会しますので、必要事項を記入の上、回答期限までに必ず返送してください。お送りいただいた回答により翌年度以降も継続して減免が受けられるか審査し、減免申請時の状況に変更があった場合には、減免は終了となります。減免申請時の状況と変わらない場合には、減免が継続されます。

6 注意していただきたいこと

(1) 身体障害者等に対する自動車税（環境性能割・種別割）の減免は、身体障害者等のために使用する自動車1台に限られています。そのため、減免を受けている方が新たに取得する自動車の自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受けようとする場合は、既減免車を抹消登録又は移転登録（以下「抹消登録等」という。）する必要があります。

なお、新たに取得する自動車の減免については、既減免車の登録等の状況により次表のとおりとなります。

区分	既減免車の登録等の状況		
	抹消登録	所有権移転登録	使用者変更登録 (所有権留保の場合)
新たに取得する自動車	自動車税（種別割）	○	×
	自動車税（環境性能割）	○	○

(注) ① 「○」は減免になる場合、「×」は減免にならない場合です。

② 既減免車の抹消登録等は、新たに取得する自動車の登録翌日から30日以内までに完了されている必要があります。

* 新たに取得する自動車の登録時に、既減免車が抹消登録等されていない場合は、いったん自動車税（環境性能割・種別割）を納めていただき、抹消登録等を後日確認することにより、還付します。
（減免申請は、新たに取得する自動車の登録時に行う必要があります。）

③ 原則として、自動車税（環境性能割）の減免を受けていた既減免車を、生計を一にする方や身体障害者等本人への移転登録又は使用者変更登録をした場合は、新たに取得した自動車の自動車税（環境性能割）については、減免を受けることができません。

④ 表中「○」が表示されていても、該当の課税がない場合には、当該年度の減免手続きはできません。

なお、翌年度以降に自動車税（種別割）が減免の対象となることがありますので、「2 減免申請の手続き」の「(1) 既に所有している自動車を減免する場合」をご参照ください。

⑤ 原則として、自動車税（環境性能割）の減免を受けてから1年内に新たに取得した自動車の自動車税（環境性能割）の減免を受けることはできません。

(2) 車検証等の自家用・事業用の別欄に「事業用」と記載されているものは、減免の対象となりません。

(3) 運転免許証に条件が付されている場合、条件にあった自動車でないと減免の対象となりません。

(例「総重量1.5t以下の車両に限る」、「AT車に限る」、「手動式ブレーキの車両に限る」等)

(4) 減免申請時にいったん納税していただきますが、減免が承認された場合には後日還付します。

なお、自動車の使用実態等を確認する必要があると認められる場合には、申請後調査を行い、承認・不承認を判断します。

身体障害者の減免の対象となる障害の範囲(■部分が該当します。)

※群馬県以外で交付された手帳をお持ちの方は、「障害の区分」等の表記が異なる場合があります。

別表1 身体障害者ご本人が運転する場合

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害				■		
聴覚障害	■					
平衡機能障害	■	■				
喉頭摘出による音声機能障害	■	■	■			
上肢機能障害	■	■				
下肢機能障害			■	■	■	■
体幹機能障害	■	■	■	■		
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	■	■				
心臓機能障害		■				
じん臓機能障害	■	■				
呼吸器機能障害	■	■				
ぼうこう又は直腸の機能障害	■	■	■			
小腸の機能障害	■	■	■			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	■	■				
肝臓機能障害	■	■				

別表2 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害				■		
聴覚障害	■					
平衡機能障害	■	■	■			
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢機能障害	■	■				
下肢機能障害			■			
体幹機能障害	■	■	■			
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	■	■				
心臓機能障害		■	■			
じん臓機能障害	■	■	■			
呼吸器機能障害	■	■	■			
ぼうこう又は直腸の機能障害	■	■	■			
小腸の機能障害		■	■			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		■	■			
肝臓機能障害	■	■	■			

◎減免についての問い合わせ先

群馬県自動車税事務所

〒371-8507 前橋市上泉町397-5

TEL 027-263-4343

FAX 027-261-5931

<https://www.pref.gunma.jp/soshiki/32/>

最寄りの行政県税事務所
はこちらのホームページ
から確認できます→

